

紀北地域森林計画書

(紀北森林計画区)

計画期間 自 平成 2 4 年 4 月 1 日
至 平成 3 4 年 3 月 31 日

(平成 2 7 年 1 2 月変更)

和 歌 山 県

紀北森林計画区

1 「第1 計画の対象とする森林の区域」の一部を次のとおり変更する

(単位 面積：h a)

| 区 分 | 面 積 | 備 考 |
|----------------------------|-------------|-----------------------|
| 総 数 | 6 2 , 4 2 2 | △ 1 0 ha |
| 市 町 村 別 内 訳 | 和歌山市 | 6 , 1 4 6 △ 1 7 ha |
| | 海南市 | 3 , 8 8 9 |
| | 橋本市 | 7 , 1 3 4 9 ha |
| | 紀の川市 | 1 0 , 4 1 0 |
| | 岩出市 | 1 , 3 7 4 △ 1 ha |
| | 紀美野町 | 9 , 6 5 6 |
| | かつらぎ町 | 9 , 8 7 1 |
| | 九度山町 | 3 , 2 4 8 |
| | 高野町 | 1 0 , 6 9 4 △ 1 ha |

備考の数値は、変更前の対象森林面積に対する増減を示す。

- (注) 1. 地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。
2. 本計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項に基づく林地の開発行為の許可制、同第10条の7の2第1項に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出制及び同第10条の8第1項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制の対象となる。
3. 森林計画図は和歌山県庁、海草振興局、那賀振興局及び伊都振興局に備え付け閲覧に供する。